第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に、「六二、四〇〇トン」を「六五、九〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二二年一〇月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「五〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二二年一〇月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二、一〇四、〇〇〇トン」を「二、一〇〇、〇〇〇トン」に、「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に、「三七五、九〇〇トン」を「三七六、〇〇〇トン」に、「四七、〇〇〇トン」を「五一、〇〇〇トン」に、「六五、二〇〇トン」を「六五、九〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二二年一〇月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二四六、〇〇〇トン」を「二八四、一〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二二年一〇月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「七八、五〇〇トン」を「八三、五〇〇トン」に改める。

別表第一二〇二・一〇号及び第一二〇二・二〇号の項並びに第一二一二・九九号の項中「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に改める。

別表第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号の項中「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に、「一〇、〇〇〇トン」を「六、〇〇〇トン」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」に、「一六、七〇〇トン」を「一六、〇〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に、「三七、一〇〇トン」を「三五、四〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項及び第二一〇六・九〇号の項中「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に改める。

別表第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項並びに第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項中「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に改める。

別表第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項中「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に、「九六五トン」を「九二二トン」に改める。

別表第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に改める。

第七条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正

第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四〇号中「第六十七条の二第一項第一号」を「第六十七条の二第二項第一号」に、「時期」の」を「手続」の」に、「輸出申告又は輸入申告の時期の」を「輸入申告の手続の」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四〇の二	関税法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）の規定による承認の申請

別表第四一号中「第六十七条の十二（特定輸出貨物）」を「第六十七条の五（特例輸出貨物）」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第八条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第四号中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。

（ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の一部改正）

第九条　ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「法第八条の四第一項に規定する」を削り、「申請等とする」と」の下に「「原産地証明書」とあるのは「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令第三条第一項又は第二項の書類」と」を加える。

（電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部改正）

第十条　電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「法第八条の四第一項に規定する」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中関税暫定措置法施行令第二十五条の改正規定（「から第一四二号まで」を「、第一四一号」に改める部分に限る。）　平成二十三年七月一日

二　第一条（関税法施行令第二条の改正規定、同令第五十九条の三の改正規定、同令第六十一条の改正規定、同令第九十二条の改正規定（「同号の」を「同項第一号若しくは第二号の」に、「当該」を「これらの号に掲げる」に改める部分に限る。）及び同令別表第一の改正規定を除く。）、第七条及び第八条の規定　平成二十三年十月一日